

様式第1号(第5条)

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変）給付申請書

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

申請する際は、次の4点について確認し、□にレ印を付けてください。

☐

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐

この申請書に虚偽の記載があった場合は、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐

私は、本書で申請を行う高校生等について、他の都道府県に対し奨学のための給付金の申請を行っていません。

☐

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

☐

私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。

(署名又は記名押印すること)

申請者(保護者等)氏名

印

以下の欄に、保護者等が記入してください。

申請者住所 (保護者等)	〒 (番地・アパート名も記入)	ふりがな	
	TEL ()	申請者 (保護者) 氏名	

【1】対象となる高校生等について

ふりがな				生年月日	西暦	年	月	日
氏 名								
令和 在学 する 月 学1校 日 現在	学校の名称	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 (科)						
	学校の所在地	都道府県 市区町村						
	学校設置者の名称							
	入学年月	年 月	在学中に給付金を受給した回数		なし 1回 2回 3回 4回 不明			
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	年 月 日	※全日制・定時制・通信制・専攻科	在学中に給付金を受給した回数				
	立	～ 年 月 日	(科)	なし 1回 2回 3回 4回 不明				
	学校名	年 月 日	※全日制・定時制・通信制・専攻科	在学中に給付金を受給した回数				
	立	～ 年 月 日	(科)	なし 1回 2回 3回 4回 不明				

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

ア	☐	親権者（両親）2名分
イ	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合
ウ	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
エ	☐	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（ ）名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
オ	☐	対象となる高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

家計の状況について

給与収入状況（家計急変後、3カ月分の金額を記入）				家計急変月： 月	
		親権者等① 給与額（収入額）		親権者等② 給与額（収入額）	
	家計急変月後 1カ月目	A 円		A 円	
	家計急変月後 2カ月目	B 円		B 円	
	家計急変月後 3カ月目	C 円		C 円	
	平均額 (A+B+C÷3)	D 円		D 円	
	年間収入額 (D×12)	円		円	

所得額の計算（給与収入者以外の場合記入）					
		売 上		経 費	所得額（売上一経費）
保護者①	家計急変月後 1カ月目	円		円	A 円
	家計急変月後 2カ月目	円		円	B 円
	家計急変月後 3カ月目	円		円	C 円
保護者②	家計急変月後 1カ月目	円		円	A 円
	家計急変月後 2カ月目	円		円	B 円
	家計急変月後 3カ月目	円		円	C 円

上記の記載事項は、保護者等の収入として、事実と相違ないことを誓約いたします。

保護者等① 氏名 _____

印

保護者等② 氏名 _____

印

※署名又は記名・押印すること。

※申請後に年間収入（所得）見込額に変更があった場合は、必ず申し出ること。

- 1 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。
- 2 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 3 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 4 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。